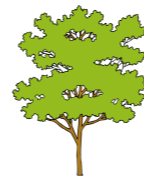


# 明るく住みよいまちづくり



## みなさんと町と共同作業で進める区画整理

区画整理による”まちづくり”は行政だけでも、また、みなさん一人ひとりだけでも出来ません。

この街に住む全員が知恵と創意を出しあって、自分たちの街を作っていくという気持ちが大切です。

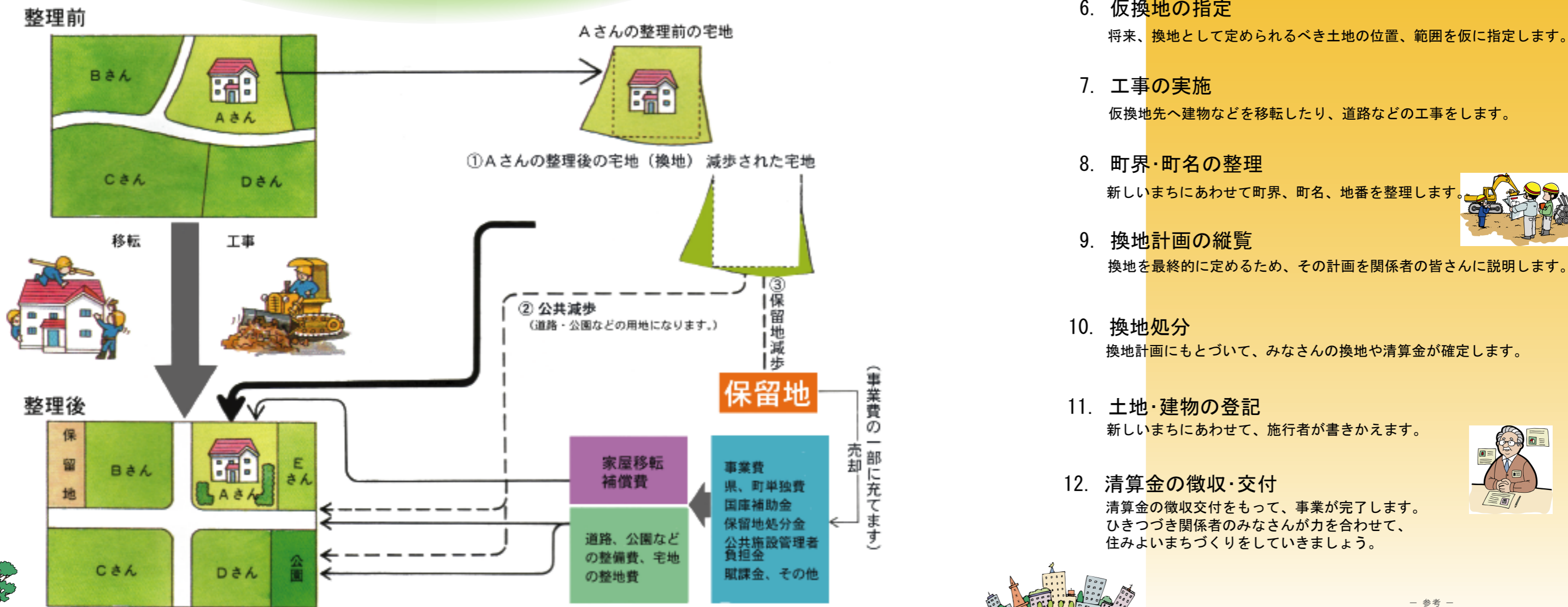
子供たちや、将来このまちを受け継いでいく世代にとって、明るく住みよいまちであるために、みんなで街の未来を考え、お互いの考えを出しあって、まちづくりを進めていきましょう。



**区画整理とは** 整備が必要とされる市街地においてその一定の区域内で、土地所有者等からその所有土地等の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供してもらい、これを道路・公園などの公共施設用地等にあて、これを整備することにより残りの土地(宅地)の利用価値を高め、健全な市街地とする事業で以下のような効果があります。

- ①整備前の権利を保全しながら事業を行うため、長年地元でつちかわれてきた地域のコミュニティがそのまま生かされます。
- ②曲がりくねった道路やすれ違いが出来なかった道路が、安全で快適な道路に生まれ変わります。
- ③子供の遊び場や憩いの場として公園が確保されます。
- ④地区内のすべての宅地が、道路に面し形の整った利用しやすいものとなり、境界も明確になります。
- ⑤上・下水道やガスなどの供給処理施設を一体的に整備することが出来ます。

### しくみのイメージ図



## 事業の進め方

1. 基本構想の策定  
まちの将来像を、区画整理によりどのように実現するかを計画します。
2. 都市計画の決定  
事業の種類、名称、施行区域等の内容を都市計画決定します。
3. 事業計画・施行規定等の決定
4. 土地区画整理審議会の設置  
関係者のみなさんの中から、選挙で選ばれた代表より構成されます。
5. 換地計画案の策定  
新しく定められる土地の位置などの設計案を作成します。
6. 仮換地の指定  
将来、換地として定められるべき土地の位置、範囲を仮に指定します。
7. 工事の実施  
仮換地先へ建物などを移転したり、道路などの工事をします。
8. 町界・町名の整理  
新しいまちにあわせて町界、町名、地番を整理します。
9. 換地計画の縦覧  
換地を最終的に定めるため、その計画を関係者の皆さんに説明します。
10. 換地処分  
換地計画にもとづいて、みなさんの換地や清算金が確定します。
11. 土地・建物の登記  
新しいまちにあわせて、施行者が書きかえます。
12. 清算金の徴収・交付  
清算金の徴収交付をもって、事業が完了します。ひきつづき関係者のみなさんが力を合わせて、住みよいまちづくりをしていきましょう。

